

2026年度戦略的研究助成事業 認定事業(案)

<公募型>

No.	申請者	事業名	実施時期・場所	外部資金獲得活動	申請金額	交付金額(案)
1	研究代表者 佐々木 てる 教授	青森公立大学 公開講座 経営塾	時期:2026年6月～2026年7月 場所:アウガ 5階 AV多機能ホール	有 2026(令和8)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	178,000 円	78,000 円
2	研究代表者 佐々木 てる 教授	青森公立大学 公開講座 ねぶた学	時期:2026年10月～2026年11月 場所:アウガ 5階 AV多機能ホール/ねぶたの家ワラッセ	有 2026(令和8)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	141,000 円	114,000 円
3	研究代表者 佐々木 てる 教授	アートマネジメントと都市づくり:芸術作品としての「ねぶた」を中心として	時期:2026年4月1日～2026年2月28日 場所:石川県珠洲市、京都市、青森県など	有 2026(令和8)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	362,000 円	362,000 円
4	研究代表者 長岡 朋人 教授	分野横断的視点による地域文化遺産の価値創出の基礎的研究	時期:2026年4月1日～2027年3月31日 場所:青森県外の博物館、国立台湾大学博物館、国立台湾自然科学博物館921地震教育園区、岩手県及び宮城県の震災遺構、石川県立博物館	有 2026(令和8)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業、2026(令和8)年度科学研究費補助金	500,000 円	0 円
5	研究代表者 野坂 真 准教授	地域主体の防災と事前復興に向けた研究(継続事業)を達成するための事業	時期:2026年4月1日～2026年3月31日 場所:岩手県大槌町、青森県むつ市、青森市、青森公立大学	有 2026(令和8)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	503,500 円	257,000 円
<公募型>合計					1,684,500 円	811,000 円

- ・事業計画額－申請金額を助成対象としている。
- ・交付決定の差額(財団による削減分)は助成対象にしない。

<指名型>

No.	提案者	事業名	実施時期・場所	申請金額	交付金額(案)
1	提案者 香取 真理 教授	非都市圏における英語活用と地域産業の国際化に関する調査研究 —Cam, TESOL参加を通じた東南アジアの動向把握と地域還元—	時期: 2026年4月1日～2027年3月31日 場所: カンボジア・プノンペン	543,280 円	180,000 円
2	提案者 小林 直樹 教授	刑事施設(いわゆる「刑務所」)の参観を通じての、被収容者(いわゆる「受刑者」)の矯正教育(「更生プログラム」と社会復帰の理解促進	時期: 2026年4月6日～2027年2月26日 場所: 青森市、函館市	121,380 円	121,380 円
3	提案者 丹藤 永也 教授	人が主体となる生成AIとの協働を目指す英語科授業デザインに関する研究事業	時期: 2026年4月1日～2027年2月28日 場所: 青森県内	187,020 円	187,020 円
4	提案者 藤沼 司 教授	浅虫まちづくり協議会における協働実践の事例研究 —「協働の経営学」構築に向けた理論・実践・教育の統合的検証—	時期: 2026年4月1日～2027年3月31日 場所: 青森市	150,000 円	150,000 円
<指名型>合計				1,001,680 円	638,400 円

<公募型>、<指名型>総額	
申請額	採択額
2,686,180 円	1,449,400 円

青森公立大学戦略的研究助成事業取扱要領

平成30年5月1日制定

教員各位

2026年1月16日

学長 神山 博

2026年度戦略的研究助成事業の募集について（通知）

標記について、本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うため、戦略的研究助成事業を下記のとおり募集いたします。詳細については、別添の戦略的研究助成事業取扱要領等を参照してください。

なお、正式な決定は、2026年度予算承認後になります。

記

1 募集種類・条件等

(1) 公募型

◆本学専任教員を対象とし、外部資金の獲得活動を行っていること

(※「科研費獲得のための支援事業」制度・新年度開始以降に公募します)

(2) 指名型（提案）

◆学長が本学の教育研究研究上有意義と認める取組であること

2 応募方法

別添書類に必要事項を記入のうえ、下記担当へ期限内に提出してください。なお、申請書は電子データ（メール）で提出してください。

3 留意事項

(1) 公募型
本事業への申請に当たっては、外部資金獲得の活動を行っている事が必要となります。

(2) 指名型（提案）

指名型とするため、外部資金の獲得活動の有無は問いませんが、提案する活動の結果が個人の研究のみならず、本学の教育研究活動上にも有意義であることが必要です。特に、地域貢献や学生の活動を活性化するための研究に対して助成したいと考えています。（学生の活動とは、ゼミ活動及び課外活動を想定しています。）

指名型の提案を計画される場合は、検討段階で、事前に、主旨、テーマ等を事務局までご相談ください。

(3) 顕彰

「研究業績・地域貢献リスト」を基に新年度開始以降、顕彰の選考対象者を決定します。

4 提出期限

2026年2月20日（金）17:00 【厳守】

【問い合わせ】

総務企画グループ 総務企画チーム
担当：村木（内線：208）
吉岡（内線：207）

(趣旨)

第1条 この要領は、青森公立大学（以下「本学」という。）における戦略的研究助成事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「戦略的研究助成事業」とは、学長が本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うことを行う。（種類）

第3条 戦略的研究助成事業は、次の3種とするものとし、学長が決定する。

(1) 公募型 本学専任教員を対象に募集するもの

(2) 指名型 学長が、本学の教育研究上有意義と認める取組を行うため、教員を指名するもの

(3) 顕彰 学長が、著しく高い研究成果であり本学の地位をも高めたと認めるものを顕彰するもの（公募型の手続）

第4条 前条第1号に定める戦略的研究助成事業の募集は、原則として当該実施年度の春学期に行うものとし、戦略的研究助成事業申請書（様式第1号）により学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、外部資金の獲得活動を行っていないなければならない。

(意見聴取)

第5条 学長は、第3条各号の事業を決定しようとするときは、部局長会議及び教育研究審議会から意見を求めることができる。

(通知等)

第6条 学長は、前条において決定した結果について、速やかに対象者に通知するとともに、部局長会議、教育研究審議会及び教授会に報告するものとする。

(報告書の提出)

第7条 第3条第1号及び第2号により実施する事業（以下「採択事業」という。）は、終了後1箇月以内に、報告書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 採択事業の実施に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、学長が決定する。ただし、疑義が生じるおそれがある場合は部局長会議において協議することができる。

(庶務)

第9条 戦略的研究助成事業に係る庶務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、戦略的研究助成事業の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から実施する。

(「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱いについて（平成25年5月1日制定）」の廃止)

2 「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱いについて（平成25年5月1日制定）」は廃止する